

第一種特定化学物質含有製品等安全性調査（試買調査）について

調査の背景・目的

- ▶化学物質審査規制法では、難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動植物への毒性のある化学物質を「第一種特定化学物質」に指定し、その製造・輸入・使用を原則禁止している。加えて、第一種特定化学物質を使用した製品で、政令で指定した製品についての輸入を禁止。
- ▶第一種特定化学物質等による環境への影響が未然に防止されているかを確認する観点から、市場に流通する製品中における第一種特定化学物質の含有実態等を調査するために実施。

事業内容

化審法第24条第1項の定めに基づき政令で定める「第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品」を購入し、製品毎に第一種特定化学物質の含有の有無を確認。

※試験方法について公的な試験方法が確立されていない場合には、文献調査等を行い、抽出や精製、分析等の条件をよく検討し、最適な手法を採用する。

第一種特定化学物質含有製品等安全性調査（試買調査）の流れ

